

協同組合仙台卸商センター
次世代育成支援対策推進法 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 8 月 1 日～ 2030 年 7 月 3 1 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間中の男性の育児休業取得率を 85%以上とする。

<対策>

- 2025 年 8 月～ 各部署における休業者の業務カバー体制の検討
- 2025 年 8 月～ 育児を行う予定の職員に対する、個別の周知

目標 2：育児休業等の制度についての制度の周知を図る。

<対策>

- 2025 年 8 月～ 制度に関する掲示板などによる全職員への周知
- 2025 年 8 月～ 説明会実施による全職員への周知

目標 3：職員の 1 カ月当たり平均時間外労働時間を 5 時間未満とする。

<対策>

- 2025 年 8 月～ 業務量の見直し、事務の効率化などの取組実施
- 2025 年 8 月～ 各部署における目標設定と管理

目標 4：職員の年次有給休暇の取得率を 80%以上とする。

※年次有給休暇取得率・・・1 年間の付与日数に占める取得割合

<対策>

- 2025 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 2025 年 8 月～ 掲示板などで取得促進の呼びかけ